平成２１年（フ）第２１０１号
京都府八幡市男山泉17番地１　矢野ハイツ103号室
債務者　関西　龍王
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２３号
京都市右京区梅ケ畑古田町13番地１
債務者　松田　幸代（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３３号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＤ棟748号
債務者　井手　大輔
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３７号
京都市南区久世中久世町２丁目105番地１　コスモプラザ２－Ｂ
債務者　為本　彩香（旧姓北川）
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４０号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地20―208
債務者　森本アサ子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４１号
京都市右京区宇多野馬場町30番地２　宇多野マンション２Ｆ
債務者　東岡　美恵
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１
債務者　田中美恵子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１
債務者　田中　五月（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１０１号
京都府京丹後市網野町浜詰257番地
債務者　手打ちそば浜恵こと　戸田　俊子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２４７号
長崎県諫早市飯盛町下釜190番地８
債務者　山﨑　保郎
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
沖縄県那覇市楚辺１丁目９番７号　ミツハイム二中前410
債務者　浦崎　史子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５７号
北海道江別市高砂町36番地の９　コーポリッチ207
債務者　鈴木　英一
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
福井県小浜市尾崎第23号26番地
債務者　内藤千代子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６９２６号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番12―406号
債務者　上田　吉則
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０３号
大阪府箕面市桜井２丁目14番３―102号
債務者　石川　順子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６１号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番11―104号
債務者　岡田　京子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５４０号
大阪府八尾市明美町１丁目２番３号　グランドハイツ八尾411号
債務者　三木建工こと　三木　忠博
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３４号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目12番17号　帝塚山グリーンレジデンス303号
債務者　荒木　竜志
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部